

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第 68 回理事会 議事録

1. 日 時 2024 年 6 月 10 日 (月) 開会 15 時 00 分
閉会 16 時 05 分

2. 場 所 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル 314
JANPIA 事務所内 会議室

※JANPIA 事務所内 会議室を起点に、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境を確保したうえで実施 (ZOOM を利用)

3. 出席者

理事長 二宮 雅也 [議長]
理 事 岡田 太造 茶野 順子 鵜尾 雅隆
監 事 土岐 敦司 柳澤 義一

事務局 大川 昌晴 (事務局長)
小林 弘幸 (総務部長)

4. 議 案

第 1 号議案 2023 年度事業報告及び決算の件
第 2 号議案 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定の件
第 3 号議案 理事候補の選出の件
第 4 号議案 各種規程の改正の件
第 5 号議案 資金分配団体公募に関する審査体制および審査委員選任の件

5. 報 告

業務運営の状況全般について
・ 出資事業、活動支援団体の公募状況
・ 総合評価 (第 2 回) の公表について
・ 能登半島地震への対応状況

6. 提出資料

資料第 1 2023 年度事業報告書・決算関連資料 (案)
資料第 2 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定の件 (案)

- 資料第3 理事候補の選出の件（案）
- 資料第4 各種規程改正の件（案）
- 資料第5 資金分配団体公募に関する審査体制および審査委員選任の件

7. 議事概要

15時00分開会、定款第42条により二宮理事長が議長となり、理事の現在数5名のうち4名が出席しており、本理事会は有効に成立していることを確認し、開会を宣した。

なお、議事録署名人は、定款第46条第2項により、二宮理事長、土岐監事、柳澤監事となることを確認した。

(1) 議案審議

第1号議案 2023年度事業報告及び決算の件

岡田専務理事より、資料第1に基づき2023年度事業報告及び決算について、定款第10条、経理規程第41条の定めによる決算書類一式を作成の上、監事及び財務諸表等に関する会計監査人の監査を受けたことから、決算書類一式を本理事会に諮ること、本理事会で承認いただいた後は、評議員会への報告を経て、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録について、休眠預金等活用法の規程に従って内閣府に6月末までに報告すること等の説明があった。

続いて、大川事務局長より、事業報告書について、2023年度の事業計画に基づき事業の振り返りを行い報告していること、目次は事業計画の事項に沿って実際の活動内容を記載することで検索性を高めていること、具体的には事業の概要、管理業務、事業の実施状況等の情報を記載していること、事業報告書の附属明細書であるデータ集は2023年度の情報を加えて年度で比較できるよう示している等の説明があった。

続いて、小林総務部長より、財務諸表について、2023年度は約45億円の休眠預金等交付金を受入れ、過年度の繰越額と合わせて約98億円の活動支出に充当したこと、残余の額は翌年度に繰り越し、より柔軟な予算執行に努めたいこと、事業活動経費については、出資や助成規模の拡大等に伴う人件費や委託費等が増額となっていること等の説明があった。

続いて、柳澤監事より、事業報告書及びその附属明細書は法令及び定款に従って、法人の状況を正しく示していると認めること、理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令及び定款に反する重大な事実とは認められないこと、会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めること等の説明があった。

これに対する質疑応答は以下の通り

- (鵜尾理事) 総合評価について、JANPIAが真摯に休眠預金等活用制度をより良く改善していこうとしている意志が感じられる報告書となっている。初期段階であるため数値化されたインパクトを出すことは難しい面があるが、改善の方

向や価値観に向き合い、提言からは今後重点的に進化させるべき方向性が読み取れる。今後、世の中に分かりやすい形で発信していくことも重要となってくる。

以上の質疑応答の後、決を採ったところ、異議なく可決承認された。

第2号議案 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定の件

岡田専務理事より、資料第2に基づき、定款第18条により、評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する必要があること、この評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定は、理事会規則第16条に定める決議すべき事項であること等について説明があり、異議なく可決承認された。

第3号議案 理事候補の選出の件

岡田専務理事より、資料第3に基づき、定款第17条に定めるところにより、理事の選任は評議員会の決議事項であること、本定時評議員会の終結の時をもって理事全員（5名）は任期満了となるため、次期役員体制（理事）について、候補者の選出を行い評議員会へ推薦を行うこと、引き続き、現在の理事5名を再任とすることについて諮ること、各候補者については、定款第28条3項～4項記載の要件に該当しないことを確認済みであり、利益相反の防止又は適正化のために必要な措置を講じること、指定活用団体の役員の選任は内閣総理大臣の認可事項（休眠預金等活用法第24条第1項）であるため、内閣総理大臣の認可が得られることを条件として選任するものとし、当該認可を受けた日をもって就任日とすること等の説明があり、異議なく可決承認された。

第4号議案 各種規程の改正の件

岡田専務理事より、資料第4に基づき、理事会での決議が必要な各種規程の改正を行いたいこと、倫理規定第7条で「評議員及び役職員」は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない」と規定している点について、本規定の趣旨は、構成員も含めた法人全体の理念であると考えられることから、条文の主語を「この法人」に変更したいこと、なお本修正について法的な観点から特段の指摘事項がないことを顧問弁護士に確認していること、パートナー職員等就業規則第31条、第86条、第117条において条数のズレを修正したいこと、本規則は理事会で承認後、労働基準監督署へ届け出を行い、職員への周知を行うこと等の説明があり、異議なく可決承認された。

第5号議案 資金分配団体公募に関する審査体制および審査委員選任の件

岡田専務理事より、資料第5に基づき、審査会議委員については、審査会議規則第3条に定めるところにより、民間公益活動につき知見を持つ専門家又は有識者の中から理事会にて選任されることから、本件について諮ること、退任の申し出のあった深尾昌峰委員及び本年3月末をもって退任した栗津知佳子委員を除く全員を再任としつつ、新たに中嶋弓子氏及び山本未生氏の選任について諮ること、候補者については、審査会議規則第3条4項に定めるところを踏まえての事前確認を行い、現時点において他の役職等の兼職による利益相反の状態にはないことを確認済みであること等について説明があり、異議なく可決承認された。

8. 報告事項

(1) 出資事業、活動支援団体の公募状況の報告

大川事務局長より、出資事業では13事業の申請があったこと、投資審査会委員とキックオフミーティングを開催し、申請案件の概況等を報告及び確認を行い、10月上旬には理事会での決議を経て出資事業の資金分配団体が決定する予定であること、活動支援団体では31事業の申請があったこと、予備審査やヒアリング面談、審査会を経て推薦事業が決まり次第、改めて理事会にて諮る予定であること等の説明があった。

(2) 総合評価（第2回目）について

大川事務局長より、総合評価では休眠預金活用事業の取組み等が実際にどのような成果・効果を発揮したのか、またうまくいかなかった点も含めて要因分析を行い、今後の課題の整理をしていること、休眠預金等活用審議会等からは、課題解決に向けた定量評価への期待等の様々な意見をいただき、今後の総合評価のあり方について休眠預金活用推進議員連盟、審議会等とも協議を行う予定であること、内閣府からも前向きな評価と課題点をコメントいただき、継続して取り組むことへの期待が寄せられたこと等の説明があった。

(3) 能登半島地震への対応について

大川事務局長より、JANPIA職員が現地に赴き情報収集等を行ったこと、2023年度緊急支援枠の追加公募で2事業が採択され実行団体が既に決定していること、2024年度通常枠の災害支援事業（能登半島地震を対象としたもの）について、前倒して実施した4月末締切の公募では申請はなかったが、次回の締切となる7月を目指して事業を検討している団体があるとの情報を得ており、発災から復旧復興までのフェーズに合わせた事業プログラムが検討されている状況であること等の説明があった。

(4) コンプライアンス関連事案について

大川事務局長より、コンプライアンス関連事案（実行団体公募における利益相反に関する件、実行団体における不正行為に関する件）への対応状況について報告があり、現時点で必要な調査を進めながら内閣府と連携の上対応を進めているとの報告があった。

これに対する質疑応答は以下の通り

➤（茶野理事）利益相反の事案については、明確化された利益相反のルールをあらゆる場面で丁寧に何度も説明し、注意喚起している事実を踏まえれば、厳格な措置について検討が必要ではないか。

（鶴尾理事）利益相反の事案については、状況を踏まえて厳格な措置の必要性を感じるものの、ソーシャルセクターを育てていくという観点や本事案の実施状況にも配慮した措置の検討が必要ではないか。

（土岐監事）休眠預金は国民の財産であり、ルールも厳しく守らなければならないと考える。利益相反の対象ではない、他の採択された実行団体が事業を継続できるような配慮も必要と思料。

（柳澤監事）利害関係や独立性、利益相反等について、日本の社会では曖昧になりがちである。そうしたところをしっかりと対応することで団体の事業活動への信頼性を社会に伝えていく必要があるということの理解が深まるような啓発活動が求められていると考える。

以上をもって、第68回理事会の議事がすべて終了したので、議長は出席の理事、監事にその協力を感謝し、16時05分、閉会を宣言した。

上記の議事の経過およびその結果を確認するために、議事録署名人は、次に記名押印する。

2024年7月2日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

議事録署名人（理事長） 二 宮 雅 也 ㊟

議事録署名人（監事） 土 岐 敦 司 ㊟

議事録署名人（監事） 柳 澤 義 一 ㊟

以 上